

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第12回本部員会議 次第

日 時：令和2年4月21日(火)

16時30分～17時00分

場 所：危機管理センター

災害対策本部室

あいさつ

議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制の状況について

(2) 滋賀県における緊急事態措置の実施について

(3) 休業要請に伴う臨時支援金の考え方について

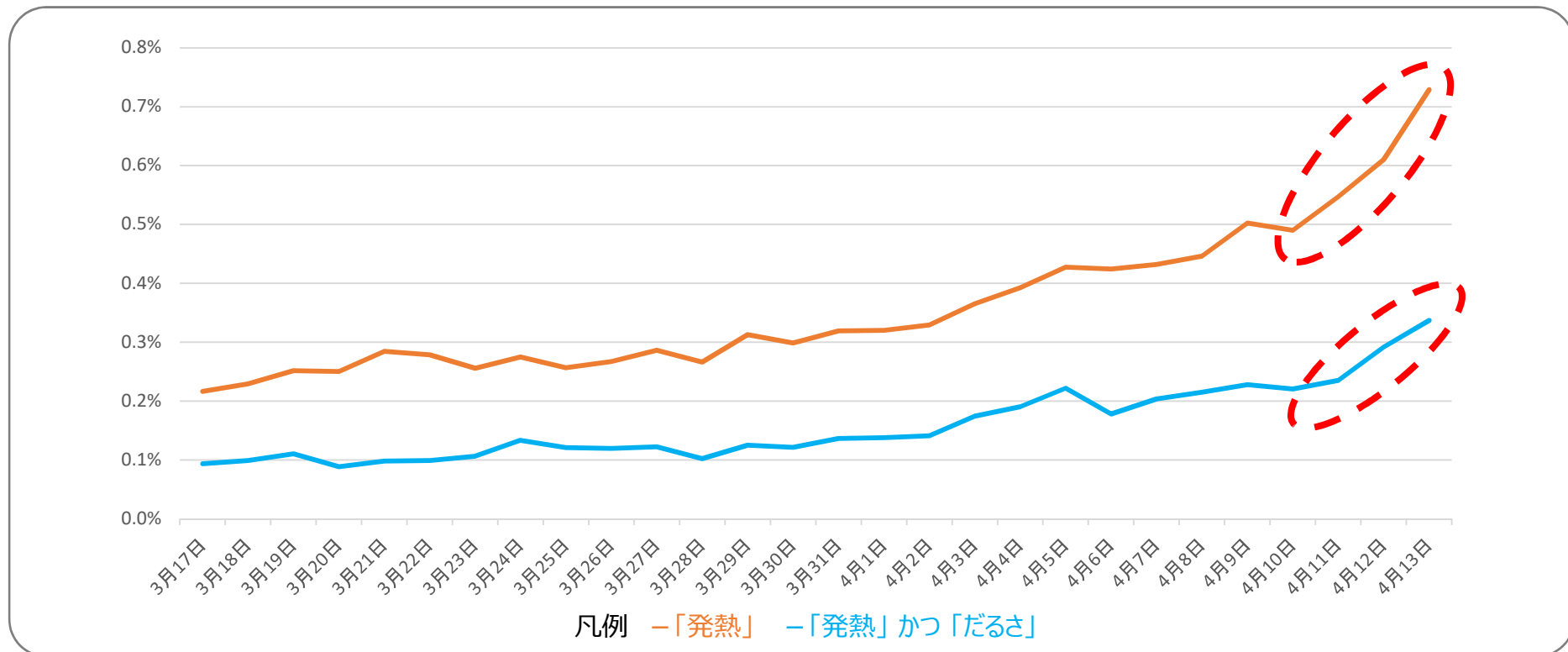
(4) 推進体制および総合対策の骨子について

(5) その他

LINE公式アカウント 滋賀県-新型コロナ対策パーソナルサポート 発熱者等の推移 (LINEに入力されたデータ)

- 3月18日から4月13日までの間の「発熱」がある人、「発熱」かつ「だるさ」がある人の割合

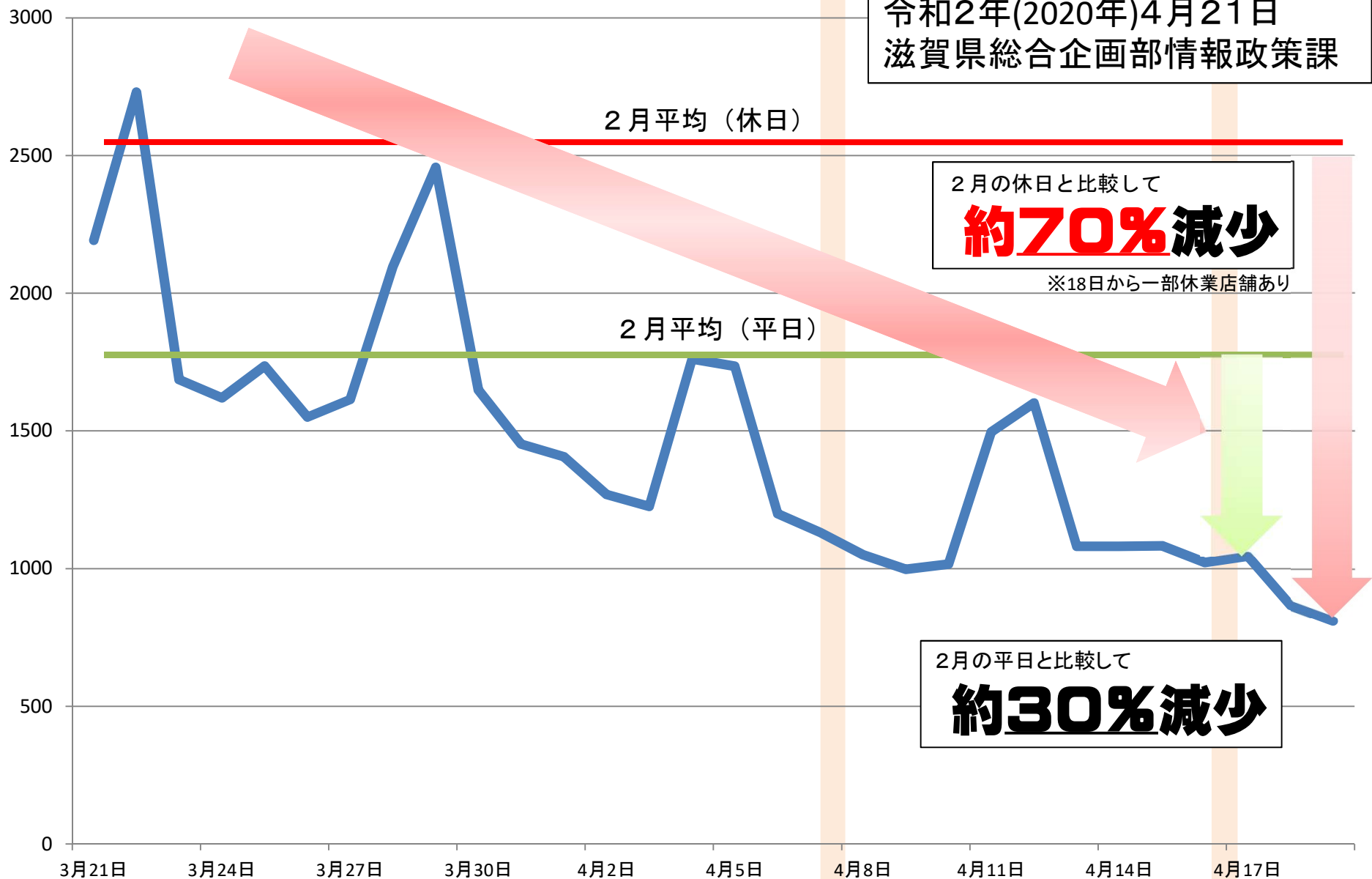
- 4月2週目以降、「発熱」がある、「発熱」かつ「だるさ」があると回答した人の割合が特に**上昇しているため、引き続き警戒が必要**
- 今後の感染拡大を抑止するべく、さらなる**外出自粛の要請等の対策が必要**



※ LINE公式アカウント「滋賀県-新型コロナ対策パーソナルサポート」の入力データ

イオンモール草津

令和2年(2020年)4月21日
滋賀県総合企画部情報政策課

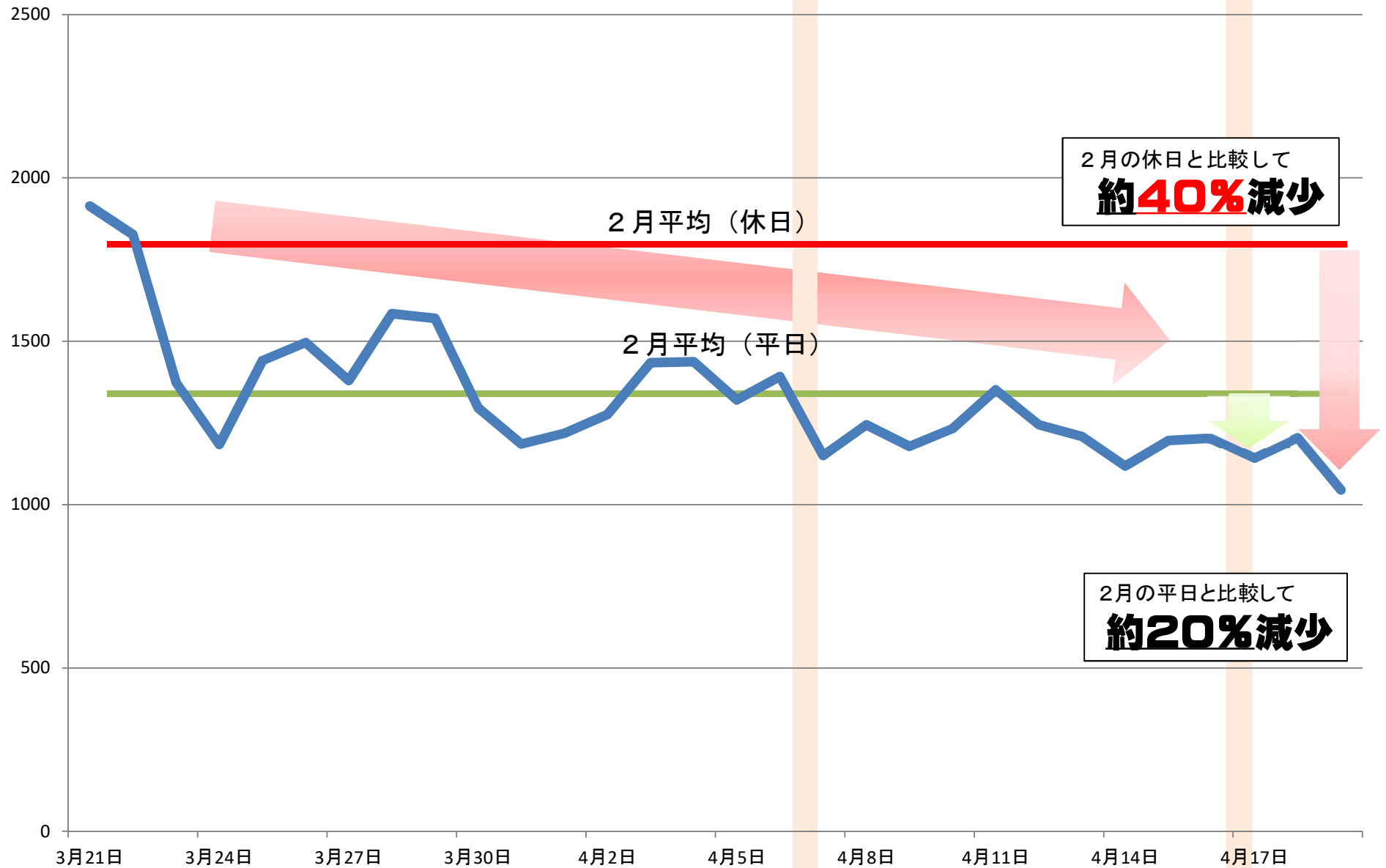


※提供元:モバイル空間統計((株)NTTドコモ)

(政府による緊急事態宣言)

(滋賀1/5ルール提唱)

黒壁スクエア

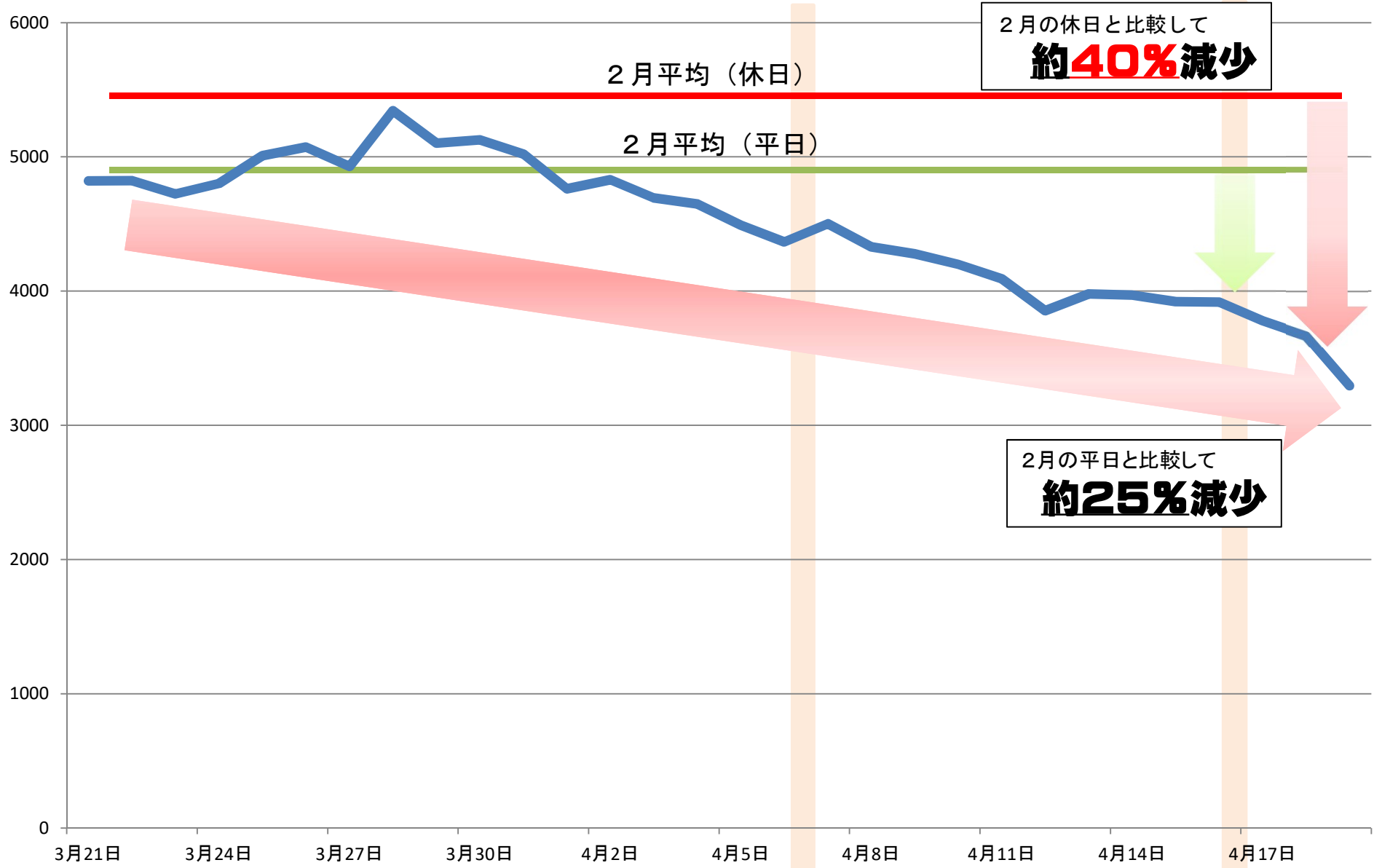


※提供元：モバイル空間統計((株)NTTドコモ)

（政府による緊急事態宣言）

（滋賀1/5ルール提唱）

JR草津駅

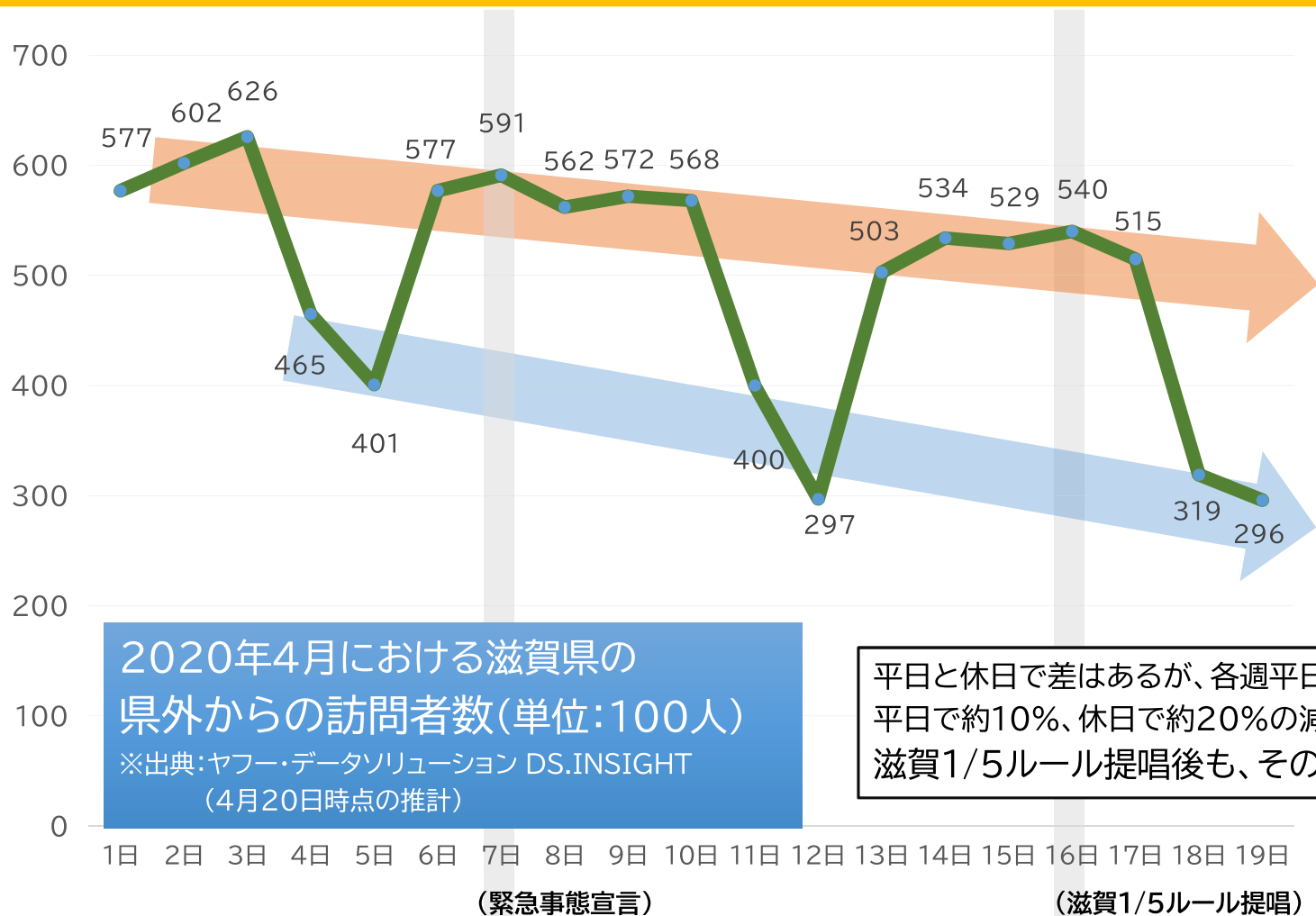


※提供元: モバイル空間統計((株)NTTドコモ)

(政府による緊急事態宣言)

(滋賀1/5ルール提唱)

県外からの訪問者数は、前週比で平日10%減/休日20%減が続く



2020年4月、前週の値を比較すると
平日で約10%ずつ減

2020年4月、前週の値を比較すると
休日で約20%ずつ減

2020年4月における滋賀県の
県外からの訪問者数(単位:100人)
※出典:ヤフー・データソリューション DS.INSIGHT
(4月20日時点の推計)

平日と休日で差はあるが、各週平日・休日それぞれの前週の値を比較すると、平日で約10%、休日で約20%の減少が見られる。
滋賀1/5ルール提唱後も、その傾向は同じ(4月19日は減少が鈍化)。

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 相談センター

(1) 帰国者・接触者相談センターの状況

相談件数：8,049件(2月4日～4月13日)※ 大津市保健所除く

<相談の目安>

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
- ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。等

<設置場所・時間>

- ・ 滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課(平日、土日祝日、24時間)
3月5日より専用の電話相談室を設置。
- ・ 滋賀県保健所 6か所(平日、8:30～17:15)
- ・ 大津市保健所(平日、土日祝日、24時間)

(2) 一般相談の状況

相談件数：6,426件(2月4日～4月13日まで)※ 大津市保健所除く

<設置場所・時間>

- ・ 滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課(平日、8時30分～17時15分)
3月5日より専用の電話相談室を設置し、土日祝日も対応
- ・ 滋賀県保健所 6か所(平日、8時30分～17時15分)
- ・ 大津市保健所(平日、8時40分～17時25分)

※ 県保健所業務負担軽減のため、近日中に相談窓口を一本化

2 帰国者・接触者外来

二次医療圏ごとに1箇所以上設置：県内13箇所(4月13日現在)

外来受診患者数：309人(4月5日現在)

3 ウイルス検査の状況(4月20日現在)

衛生科学センターにおける検査体制の整備(1月31日開始)

検査体制：1日最大75検体

PCR検査の結果：検体数 870人(陽性率8.2%)

陽性患者数：72人(入院46人、入院予定10人、退院15人、死亡1人)

○保健所ごとの陽性患者数

大津市	26	草津	32	甲賀	1	東近江	7
彦根	1	長浜	4	高島	0	県外	1

4 入院医療提供体制

新型コロナウイルス感染症の患者が急速に増加する中、入院治療が必要となる患者に適切な医療を提供するため、「入院医療提供体制構築イメージ」のとおり全県的な医療体制の構築を図る。

(4/20現在)

項目	数量
確保病床	88
人工呼吸器	158
E C M O (人工心肺システム)	15



5 滋賀県 COVID-19 災害コントロールセンター

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症により入院治療が必要となる患者の増加につれて限られた医療資源の有効活用を図り、医療崩壊を防ぐため、患者の受入調整および搬送調整を一元化する。

4月8日から滋賀県危機管理センター災害対策室にコントロールセンターを設置。

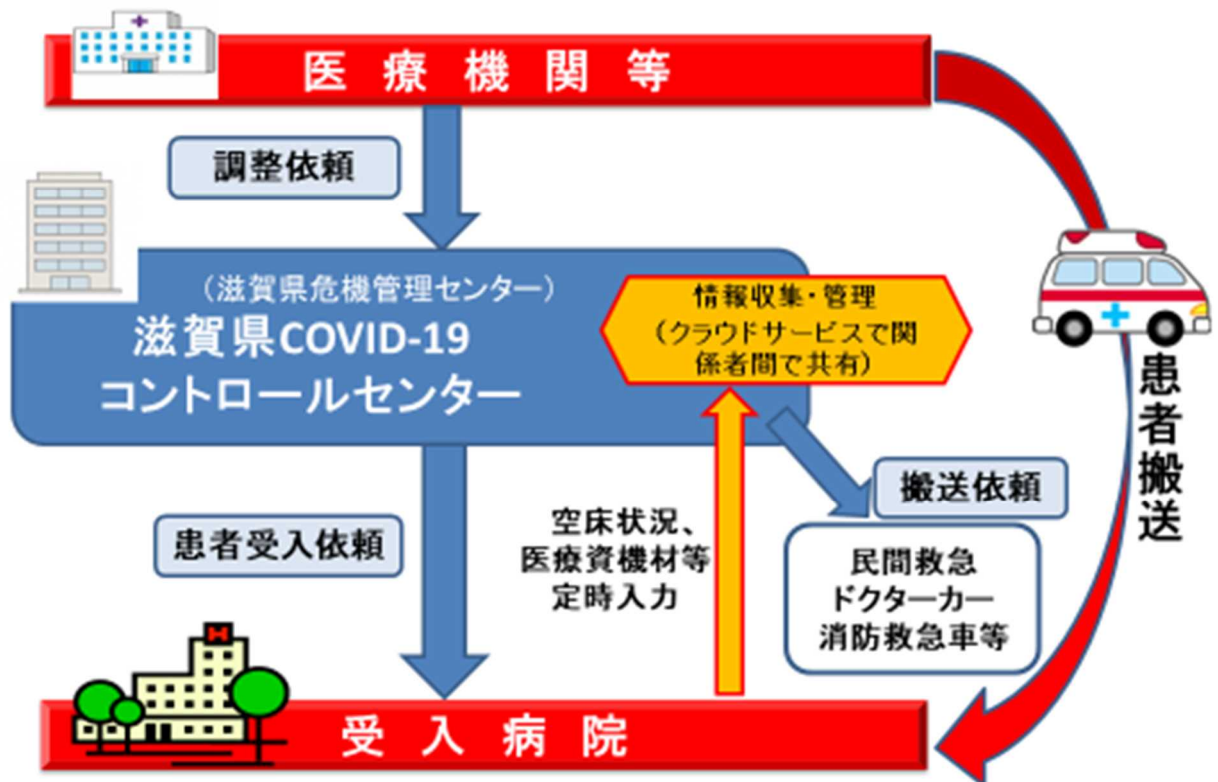
(2) センターのメンバー

- ・ 災害医療コーディネーター
- ・ 感染症指定病院から救急医、感染症専門医等の現場を統括できる者
- ・ 重点医療機関から救急医、感染症専門医等の現場を統括できる者
- ・ 県職員（新型コロナウイルス感染症健康医療福祉部対策チーム入退院・搬送調整班）

(3) 情報の収集・共有（クラウドサービスを利用）

- ・ 患者の受入調整および搬送調整のために必要な情報（各病院の空床および医療資機材の状況、入院患者情報等）を一元管理。
- ・ 病院担当者、コントロールセンターのメンバーに個別にIDを発行し、関係者間で情報を共有。

イメージ図



6 軽症者等宿泊施設

医療機関の負担軽減および重症者の受入病床の確保を図るため、無症状者または軽症者が療養を行う宿泊療養施設の利用を開始する。

(1) ホテルピアザびわ湖

- ・開設日は4月22日とし、室数62室を利用
- ・運営体制等として、運営スタッフ・看護師が24時間常駐、医師は当面日中常駐し、夜間はオンコール体制

(2) その他の施設

- ・民間の宿泊施設を含め確保にむけて検討中。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 滋賀県における緊急事態措置

滋賀県

滋賀県緊急事態措置の概要

I.区域 滋賀県全域

II.期間 令和2年4月16日から令和2年5月6日

※イベントの開催自粛および施設の使用制限は4月23日0時から令和2年5月6日まで

III.実施内容

1. 外出自粛の要請
2. イベントの開催自粛の要請
3. 施設の使用制限の要請
 - (1) 基本的に休止を要請しない施設
 - (2) 基本的に休止を要請する施設

1 外出自粛要請（特措法45条1項）

1. 県民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請
2. 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる繁華街での接待を伴う飲食店等について外出自粛を強く要請

（取組例）

【滋賀1/5ルール】

○週5日通っている仕事を1日にして、残り4日は在宅勤務

○50分の会議は10分に

○食料や日用品の買い物は、家族全員で出かけるのではなく、1人で出かける

○買い物は、毎日ではなく、週一日にまとめる

2 イベントの開催自粛要請

イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請

【自粛を要請する内容】

○開催規模: 大小を問わない

○場所: 屋内、屋外を問わない。

○種類・内容: 生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

(具体例)

文化的イベント(コンサート、演劇、発表会等)、
催事(物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等)、式典、講演会・研修会、スポーツ行事等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

3 施設の使用制限の要請等

(1) 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請

① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※ただし、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等)等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)を踏まえた整理

② 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ(学童保育)、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請(特措法第24条第9項)

(2) 基本的に休止を要請する施設

① 特措法による要請を行う施設(特措法24条9項)

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等	施設の使用停止の要請 (特措法第24条第9項)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等	
⑤文教施設	学校(大学等を除く。)	

② 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）（特措法24条9項）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	施設の使用停止の要請 （特措法第24条第9項）
②博物館等	博物館、美術館、図書館	正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	に基づく個別の要請、同条第3項に
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討

③ 特措法によらない協力依頼を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、 学習塾等 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。 ただし、100㎡以下の施設においては、 適切な感染防止対策を施した上での営業	特措法によらず、施設の使用停止の協力を依頼 ①②③④については、 床面積の合計が1,000㎡超の施設と同様の、 適切な対応について協力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。 ただし、100㎡以下の施設においては、 適切な感染防止対策を施した上での営業	
⑤遊興施設等	観光遊覧船	

参考「適切な感染防止策」についての取組例

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 ・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける） ・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用） ・執務室の配置変更（座席間隔や同時利用の制限）
飛沫感染、接触感染 の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員（出入り業者を含む）のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗・事務所内の定期的な消毒 ・窓口業務等における工夫（仕切り等の設置）
稼働時における 感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進） ・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等） ・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）

緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する県民や事業者等の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名称: 滋賀県緊急事態措置コールセンター

設置時期: 令和2年4月21日(火) から

設置場所: 危機管理センター 3階 オペレーションルーム

開設時間: 平日9時～18時

(ただし、令和2年4月21日(火) 18時～20時、22日(水)は、9時～20時、
また、令和2年4月25日(土)、26日(日)、4月29日(水)、5月4日(月)から5月6日(水)は、
9時～18時で開設する。)

受付方法: 専用電話(10台)

受付電話番号: 077-528-1344

周知方法: 新型コロナウイルスに関する相談窓口一覧をHPに掲載

※滋賀県ホームページ上にもFAQを掲載予定

施設の使用制限対象施設一覧

2 基本的に休止を要請する施設

※特措法によらない協力依頼を行う施設も含まれる

カテゴリー	対象	滋賀 休止要請	滋賀 支援金対象	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	○	
	ダンスホール	対象	○	
	スナック	対象	○	
	バー	対象	○	
	ダーツバー	対象	○	
	パブ	対象	○	
	性風俗店	対象	○	
	デリヘル	対象	○	
	アダルトショップ	対象	○	
	個室ビデオ店	対象	○	
	インターネットカフェ	対象	○	
	漫画喫茶	対象	○	
	カラオケボックス	対象	○	
	射的場	対象	○	
ライブハウス	対象	○		
場外馬(車・舟)券場	対象	○		
観光遊覧船	対象	○		
劇場等	劇場	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	観覧場	対象	○	
	プラネタリウム	対象	○	
	映画館	対象	○	
集会・展示施設	集会場	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	公会堂	対象	○	
	展示場	対象	○	
	貸会議室	対象	○	
	文化会館	対象	○	
多目的ホール	対象	○		
運動・遊技施設	体育館	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請(=休業要請) ※1 屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする(滋賀支援金の対象) ※2 屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については、使用停止の要請の対象とする(滋賀支援金の対象)
	屋内・屋外水泳場	対象	○	
	ボウリング場	対象	○	
	スケート場	対象	○	
	スポーツクラブ	対象	○	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	○	
	ゴルフ練習場(※1)	対象外	×	
	バッティング練習場(※1)	対象外	×	
	陸上競技場(※1)(※2)	対象外	×	
	野球場(※1)(※2)	対象外	×	
	テニスコート(※1)(※2)	対象外	×	
	弓道場(※1)	対象外	×	
	マージャン店	対象	○	
パチンコ屋	対象	○		
ゲームセンター	対象	○		
テーマパーク	対象	○		
遊園地	対象	○		
文教施設	幼稚園	対象	○	【要請の内容】 原則として施設の使用停止を要請
	小学校	対象	○	
	中学校	対象	○	
	義務教育学校	対象	○	
	高等学校	対象	○	
	高等専門学校	対象	○	
	中等教育学校	対象	○	
	特別支援学校	対象	○	

施設の使用制限対象施設一覧

2 基本的に休止を要請する施設

※特措法によらない協力依頼を行う施設も含まれる

カテゴリー	対象	滋賀 休止要請	滋賀 支援金対象	備考
大学・学習塾等 (※)	大学	対象	○	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（＝休業要請） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。 (滋賀支援金対象) ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合 にあっては、適切な感染防止対策の徹底 を依頼（滋賀支援金対象） ※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外
	専門学校	対象	○	
	高等専修学校	対象	○	
	専修学校・各種学校	対象	○	
	日本語学校・外国語学校	対象	○	
	インターナショナルスクール	対象	○	
	自動車教習所	対象	○	
	学習塾	対象	○	
	英会話教室	対象	○	
	音楽教室	対象	○	
	囲碁・将棋教室	対象	○	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	○	
	そろばん教室	対象	○	
バレエ教室	対象	○		
体操教室	対象	○		
博物館等	博物館	対象	○	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（＝休業要請） (滋賀支援金対象) 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼（滋賀支援金対象）
	美術館	対象	○	
	図書館	対象	○	
	科学館	対象	○	
	記念館	対象	○	
	水族館	対象	○	
	動物園	対象	○	
	植物園	対象	○	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	○	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	○	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象	○	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（滋賀支援金対象） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。た だし、100㎡以下の施設については、営 業を継続する場合にあっては、適切 な感染防止対策の徹底を依頼（滋賀支援金対象）
	ペット美容室（トリミング）	対象	○	
	宝石類や金銀の販売店	対象	○	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	対象	○	
	古物商（質屋を除く）	対象	○	
	金券ショップ	対象	○	
	古本屋	対象	○	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	○	
	囲碁・将棋盤店	対象	○	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	対象	○	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店、つり具店	対象	○	
	ゴルフショップ	対象	○	
	土産物店	対象	○	
	旅行代理店（店舗）	対象	○	
	アイドルグッズ専門店	対象	○	
	ネイルサロン	対象	○	
	まつ毛エクステンション	対象	○	
	スーパー銭湯	対象	○	
	サウナ	対象	○	
	エステサロン	対象	○	
	日焼けサロン	対象	○	
	脱毛サロン	対象	○	
	写真屋・フォトスタジオ	対象	○	
美術品販売	対象	○		
展望室	対象	○		

事業者への支援制度

滋賀県独自対策

	(仮称)感染拡大防止臨時支援金	感染症対策経営力強化補助金
概要	県の休業要請に応じて、緊急事態措置期間中(4月23日～5月6日)、協力頂ける事業者への臨時的な支援金 ※4月23日以前から先行して営業自粛している事業者含む	県内中小企業者等の、今後の事業活動に資する人材育成、働き方改革、新たな販路の開拓等の取組を支援
支援事業者	県内に事業所がある中小の事業者のうち、県の休業要請を受け、協力頂ける事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる滋賀県内に事務所または事業所を有する中小企業者等
所要見込み額	24億円 (中小企業：一律20万円、個人事業主：一律10万円)	1億円 (最大50万円 補助率：中小企業 2/3、小規模事業者 3/4)

政府の支援策

【雇用の維持】

雇用調整助成金の拡充

- 事業主負担の軽減
助成率の引き上げ
 - ・中小企業 4/5 (通常2/3)
 - ・大企業 2/3 (通常1/2)
- ※解雇を行わない場合
中小企業 9/10、大企業3/4
- 雇用保険被保険者でない労働者の対象者への追加

(本県独自の雇用対策)

WEB合同企業説明会

- WEB合同企業説明会を開催し、県内企業と学生とのマッチング機会を創出

【事業継続への支援】

持続化給付金新設

- 中堅・中小企業等 上限200万円
- 個人事業主等 上限100万円
- ・全ての業種を対象
- ・対象者は、売上が前年同月比
▲50%以上

【資金繰り対策】

民間金融機関を通じた資金繰り支援等

- 実質無利子・保証料補助 (3年間)
- 既往債務の借換可能
- 融資限度額 3,000万円
(対象要件)
 - ・個人事業主
(売上減少▲5%以上)：保証料ゼロ、無利子 (当初3年間)
 - ・中小・小規模事業主
(売上減少▲15%以上)：保証料ゼロ、無利子 (当初3年間)

(本県独自の資金繰り対策)

- セーフティネット資金の保証料ゼロ(通常0.80%、0.85%)
 - 新設枠 8,000万円 (保証料ゼロ)
 - 借換枠 2億円 (保証料ゼロ)
- 信用保証料補助予算額：約18億円

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置として行う企業等に対する休業要請(概要)

(1)要請内容 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、企業等の活動自粛を要請

(2)要請期間 令和2年4月23日(木)から令和2年5月6日(水)まで

(3)要請対象施設

施設の種類	要請内容	内訳
○休業を要請する施設(面積要件なし)		
遊興施設	休業要請	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、個室ビデオ店、ライブハウス、観光遊覧船等
劇場等	休業要請	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場
集会・展示施設	休業要請	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール
運動施設、遊技施設	休業要請	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター 等
文教施設	休業要請	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
○休業を要請する施設(面積要件あり・1000㎡以上)※1000㎡以下については、特措法によらない休業の協力を依頼		
大学・学習塾等	休業要請	大学、自動車教習所、学習塾等 ※100㎡以下の施設においては、適切な感染防止策を施した上で営業継続
博物館等	休業要請	博物館、美術館、図書館 等
ホテル又は旅館	休業要請	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設	休業要請	住宅展示場、古本屋、写真屋、アウトドア用品、釣り具店 等 ※100㎡以下の施設においては、適切な感染防止策を施した上で営業継続

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策推進体制

[県 庁]

[オール滋賀]

対策本部 本部長：知事

副本部長：副知事
本部員：知事公室長、防災危機管理監、総合企画部長、総務部長、文化スポーツ部長、琵琶湖環境部長、健康医療福祉部長、健康医療福祉部理事、商工観光労働部長、農政水産部長、土木交通部長、会計管理者、企業庁長、病院事業庁長、議会事務局長、教育委員会教育長、警察本部長、地域防災監、保健所長
※別紙参照

地域対策本部・保健所

連携

連携

市 町・関係団体

新型コロナウイルス感染症対策調整会議

知事、副知事、教育長、知事公室長、防災危機管理監、総合企画部長、総務部長、健康医療福祉部長、健康医療福祉部理事、商工観光労働部長

総務・企画班

(主)知事公室
※危機管理センター3階

企画推進チーム

広報チーム

特措法対策チーム

感染症対策班

(主)健康医療福祉部
※北新館3階

入退院・輸送調整チーム

調査チーム

相談チーム

情報・疫学統計チーム

物資チーム

宿泊療養施設開設、運営チーム

自宅療養チーム

連携

新型コロナウイルス感染症対策協議会

医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防長会、大津市、市長会、町村会、滋賀医科大学、感染症指定医療機関、保健所長会

経済・雇用対策班

(主)商工観光労働部
農政水産部

教育班

(主)教育委員会

※各チームの責任者は課長級(課長またはその相当職)とする。
班員は情報を密にし連携を図るため、班ごとに同一フロアで執務を行う。

滋賀県 新型コロナウイルス感染症 総合対策 骨子（案）

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部

現状認識

1 徹底した感染拡大防止策

- (1) 滋賀1／5ルールの実践徹底
- (2) 学校（幼稚園、大学等含む）の臨時休業
- (3) 県立施設の臨時休館等
- (4) 県立以外の施設の対応
- (5) イベントの中止等
- (6) 保育所および放課後児童クラブ等の対応
- (7) その他感染拡大防止策
 - ① 自然災害等発生時の対策
 - ② 行政手続きの特例等
 - ・ 運転免許証有効期限の延長
 - ・ 税の申告期限の延長
 - ・ 提出書類等のネット受付・郵送の活用
- (8) 広報・情報共有
 - ① 様々なメディアの活用
 - ② 外国人県民等への対応
 - ③ 関連オープンデータ・ビッグデータ等の活用
 - ④ その他広報
- (9) 相談窓口の強化等
 - ① 帰国者・接触者相談センター等
 - ② しが外国人相談センター
 - ③ 配偶者暴力相談支援センター
- (10) 子どもの学びの機会確保、居場所づくり
 - ① 「コロナに負けないぞ!! 子ども応援プロジェクト」
 - ② オンライン学習環境の整備、学習指導員の増員等
 - ③ 児童虐待対策の強化

2 医療提供体制の充実・強化

- (1) 検査体制の強化

- (2)病床数の確保・必要な医療の提供
- (3)後方施設の設置等
- (4)患者の受入れ・搬送体制の充実
- (5)必要な医療資機材の整備
- (6)マスク等衛生用品の確保
- (7)保健所の体制強化
- (8)人権侵害の防止

3 景気経済対策

(1)緊急経済対策

- ①事業の継続に向けた資金繰り支援等
- ②雇用の維持と確保に向けた取組支援
- ③経営力強化に向けた取組支援
- ④県税の納税の猶予
- ⑤切れ目のない計画的な公共事業の発注、早期支払い

(2)生活支援対策

- ①国の新たな給付金（仮称 特別定額給付金）の早期支給
- ②県営住宅での一時的な受け入れ
- ③特殊詐欺等への注意喚起
- ④給食等の食品ロス対策の実施

(3)反転攻勢に向けた取組への支援

- ①観光関連産業、飲食・サービス業等に対する支援
- ②製造業に対する支援
- ③地場産業に対する支援
- ④農畜水産業に対する支援

以 上